

令和 2 年度島根支部事業計画（案）

（注）緑字：K P I （重要業績評価指標）

青字：支部独自事業

令和 2 年 1 月 16 日 令和元年度第 4 回評議会

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また的確な財政運営を行う。 (1) サービス水準の向上 ○効率的かつ効果的な窓口サービスを展開するため、お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ○郵送による申請の促進及び届書・申請書作成支援サービスの使用促進等、事務処理の効率化を図るため、各種広報媒体や健康保険委員研修会等において周知を行う。 ■KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の各種申請書に係る郵送化率を91.9%以上とする (2) 業務改革の推進に向けた取組 現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。 (3) 現金給付の適正化の推進 ○不正の疑いのある事案については、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給による適否を判断するとともに、必要に応じて事業主への立入検査を実施する。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。 ○傷病手当金と障害年金等との併給調整については現行通り、確実に実施する。 (4) 効果的なレセプト点検の推進 ○医療費の適正化を図るため、資格・外傷・内容の各点検を実施する。 ○レセプト内容点検においては、システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向

上計画に基づき、点検技術の底上げのための点検員研修、点検員会議・勉強会（毎月）等を実施し、支部の方針と目標達成に向けた進捗管理と面談による指導等を行い効果的なレセプト点検を推進する。

■KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする

（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額

（５）柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

○多部位（施術箇所が３部位以上）かつ頻回（施術日数が月１５日以上）及び、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する申請について、加入者に対する文書照会や適性受診の啓発を強化する。更に、柔整審査会において「面接確認」を実施し、厚生局に情報提供を行う。

■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所３部位以上、かつ月１５日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

（６）あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

○受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

（７）返納金債権の発生防止のための保険証回収強化を含む保険証適正使用の啓発及び、債権管理回収業務の推進

○日本年金機構の資格喪失処理後２週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。

○毎月開催する債権管理進捗会議においてＰＤＣＡサイクルを適切に回し債権の早期回収を図る。

・基本的には文書催告を速やかに実施し、電話や訪問による催告を取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、債権の回収率向上を図る。

○保険証適正使用の啓発として、加入者や事業主に対し各種広報媒体や社会保険事務説明会等を通じて、資格喪失した保険証の誤使用防止や受診する都度の保険証提示及び、無効となった保険証の速やかな回収について、繰り返し周知を行うなど広報を強化するとともに、多受診者や重複受診者に対する受診指導を行う。

また、医療機関等の窓口における保険証の資格確認事務に関して、適切な確認を行うよう医療事務従事者研修会などを活用し啓発を行う。

○レセプトに関連する各種給付の適正化を図るため、医療機関による傾向等を分析し適否の判断を行う、また不当な診療報酬の算定については支部給付適正化PTで協議のうえ社会保険診療報酬支払基金への再審査請求や厚生局への情報提供を実施していく。

◆支部独自事業

・【継続】「健康保険医療事務セミナー」

診療報酬支払基金と連携し、医療機関の事務担当者（医科）を対象に健康保険事務及びレセプト請求にかかる周知、情報提供を実施する。

・【継続】「デジタルサイネージ（電子掲示板）を活用した『適正な医療のかかり方』啓発」

医療機関の待合室に設置されているデジタルサイネージを活用して、「保険証の適正使用」「限度額適用認定証の使用促進」「ジェネリック医薬品の使用促進」を目的としたCM（案内）を放映する。

※ 1.（8）限度額適用認定証の利用促進、2.（4）ジェネリック医薬品の使用促進とも関連あり

○交通事故等の原因による損害賠償金債権については、第三者行為の早期把握のため引き続き医療機関への負傷原因報告書ハガキの設置を行う。

損害賠償金債権については請求を早期に実施したうえで加害者（損害保険会社等）との折衝を進め、迅速・確実な回収に努める。

◆支部独自事業

・【継続】「医療機関への『負傷原因報告書ハガキ』設置」

医療機関窓口において当該ハガキを受診者へ記入・提出依頼をすることにより負傷原因の早期把握および第三者行為届の確実な届出勧奨を実施可能とする。

- KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を98.0%以上とする
- ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
- ③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

（8）限度額適用認定証の利用促進

- 事業主や健康保険委員等へのチラシやリーフレットによる広報や、島根県内の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。

- KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85.0%以上とする

（9）被扶養者資格の再確認の徹底

- 被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。
- 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする

（10）オンライン資格確認の円滑な実施

- 国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を行う。

2. 戦略的保険者機能関係	【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 ※第3期アクションプランの目標と同一 Ⅰ 医療等の質や効率性の向上 Ⅱ 加入者の健康度を高めること Ⅲ 医療費等の適正化 (1) ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ○事業所単位での健康・医療データの提供については、健康宣言事業所を中心にヘルス・マネジメントカルテを提供するとともに、健康宣言事業所数の更なる拡大に向けて注力する。 ○個人単位の健康・医療データの提供については、国における検討状況を注視し、実現に向けた議論が進められていく場合には、加入者にとってよりよい仕組みになるように努める。 (2) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ○島根支部上位目標：代謝リスク保有率（男性）を全国平均以下にする。 ○「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施するため、健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析を活用して、島根支部における事業所・加入者の特性や課題の把握に努めるとともに、効率的かつ効果的な保健事業を推進する。なお、6か年計画である第2期保健事業実施計画の前半の取組を評価（中間評価）し、後半3年はPDCAサイクルに沿って、取組みの実効性を高める。 ※「コラボヘルスの取組」については、⑥健康経営にまとめて記載。 ◆支部独自事業： ・【継続】「ウォーキングイベントおよび健康測定イベント」 加入者の健康増進のため、松江・出雲・浜田でのウォーキング・健康測定イベント実施 ・【継続】「健康増進支援サイト『へるし～まね』の運用」 ITを活用した健康づくり支援を実施
---------------	--

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

特定健診受診率の向上にむけ、各種保有データを活用、地域性や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。併せてナッジ理論等を活用した受診勧奨を行う。また、事業者健診データの取得促進に向けて、健診機関や労働局等に連携を働きかけ、受診率向上並びに提供しやすい環境整備に努める。

○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：106,427人）

- ・生活習慣病予防健診 受診率 65.0%（受診見込者数：69,178人）
- ・事業者健診データ 取得率 13.0%（取得見込者数：13,836人）

○被扶養者（受診対象者数：25,258人）

- ・特定健康診査 受診率 34.0%（受診見込者数：8,588人）

○健診の受診勧奨対策

- ・生活習慣病予防健診の受診機会を確保するべく、健診実施機関の新規委託及び既存健診機関の受け入れ枠拡大を図る。
- ・特定健診対象者に対し受診機会の拡大を図るため支部独自の集団健診を実施する。また、オプション健診の実施などの付加価値を追加することで受診者数の増加を図る。
- ・特定健診対象者へわかりやすい健診案内パンフレット作成を図る。
- ・被保険者が属する事業所の事業主から受診を促すメッセージを発していただくことで受診率向上を図る。

○事業者健診データ取得対策

- ・労働局との連携や、その他関係団体に対する働きかけを行う。
- ・事業者健診結果データ提供先の健診機関を増やし、効果的・効率的なデータ取得を行う。

◆支部独自事業：

- ・【継続】「協会主催の集団健診実施」
- ・【継続】「外部委託事業者による事業者健診データ取得勧奨」
- ・【新規】地域医療情報ネットワークを利用した事業者健診データ取得事業
- ・【新規】労働局と連携した事業者健診結果取得事業
- ・【継続】「支部独自の被扶養者向け健診パンフレットによる広報」
- ・【継続】「社長メッセージによる特定健診受診勧奨」
- ・【新規】令和元年度生活習慣病予防健診未受診者への直接勧奨

- KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を 65.0%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 13.0%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を 34.0%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。また、保健指導実施率への影響が大きいと見込まれる事業所及び地域等を選定し、加入者等に保健指導の利用勧奨を行う。併せて、ナッジ理論を活用した利用勧奨を行う。

○被保険者（特定保健指導対象者数：16,686 人）

- ・ 特定保健指導 実施率 29.8%（実施見込者数：4,974 人）
 - （内訳）協会保健師実施分 16.8%（実施見込者数：2,804 人）
 - アウトソーシング分 13.0%（実施見込者数：2,170 人）

○被扶養者（特定保健指導対象者数：731 人）

- ・ 特定保健指導 実施率 13.1%（実施見込者数：96 人）

○保健指導の受診勧奨対策

- ・ 健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施について、健診実施機関へ継続的に働きかける。
- また、特定保健指導に併せて魅力のあるオプション（健康づくり全般）を提供できる事業者を募り、対象者に案内して保健指導を実施する。

◆支部独自事業：

- ・【新規】「集合契約締結機関と連携した特定保健指導（集団・個別）利用勧奨」

- KPI : 特定保健指導の実施率を 29.1%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 525 人

○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防を引き続き取り組む。
- ・未治療者に対する医療機関への受診勧奨並びに重症化予防プログラムの参加勧奨及び保健指導を実施する。

◆支部独自事業：

- ・【継続】未治療者に対する受診勧奨にかかる外部委託勧奨
- ・【継続】「糖尿病性腎症患者の重症化予防対策」

■ KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.9%以上とする

iv) 健康経営（コラボヘルスの推進）

○ヘルス・マネジメント認定制度における健康宣言事業所数の更なる拡大を図るため、事業所訪問による勧奨を継続し、また、取組の質を向上させる観点から、ヘルス・マネジメント認定制度において健康宣言した事業所及び認定した事業所に対して優遇制度の更なる拡充を図る。

○事業所単位での健康・医療データの提供については、本年度もヘルス・マネジメントカルテを作成し、経年でのデータ比較できるよう「見える化」して提供する。

◆支部独自事業：

- ・【継続】「委託業者等による健康づくり出前講座」
健康宣言事業所を対象とした各種出前講座の実施
- ・【継続】「健康測定機器レンタル」
ヘルス・マネジメント認定事業所を対象とした健康測定機器の無料レンタルの実施
- ・【新規】「健康測定機器の発送業務の外部委託」
- ・【新規】「ヘルス・マネジメント認定制度の認定事業所に対する健康づくり支援事業」

健康宣言事業所を対象に連携協力機関などの健康促進を図る施設を利用できる優待券を発行

・【継続】「ヘルス・マネジメント認定制度の拡大およびインセンティブ広報」

島根県内に広く周知するため、新聞広告等を利用して健康経営およびインセンティブ制度の周知・普及促進につなげる。

※ 2. (5) インセンティブ制度の本格導入にも関連あり

(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

○広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、本部が実施した（加入者を対象とした）理解度調査を検証し、前年度からの結果を踏まえた広報計画を策定する。

○健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。

また、健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、事業主・加入者との結びつきを更に強めるべく、委嘱者数の拡大に向けて努める。

○健康保険委員を対象とした「健康づくり出前講座」の体験講座及び健康づくり好取組事業所からの紹介講座を実施する。

◆支部独自事業：

・【新規】「健康保険の適正な使用について理解度を高めるためのガイドブックの作成」

医療費適正化に関する内容を中心としたガイドブックを作成し、加入者の理解度向上と啓発を図る。

■KPI：

①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする

②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 67.4%以上とする

(4) ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉

○支部ごとの阻害要因を数値化したジェネリックカルテを更に活用するため、島根支部の取組によるジェネリック医薬品の使用割合の変化を経年で分析することにより、改善の弱い部分に着目して対策する。

○個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用には、ジェネリックカルテを分析し効果的なアプローチを行う。また、アプローチをスムーズにするために、県の担当部局や関係機関等への働きかけを行う。

○保険者協議会を通じて、加入者に対する効果的な働きかけを行う。

◆支部独自事業：

・【新規】「ジェネリック疾患別価格差リーフレット」の作成

先発医薬品とジェネリック医薬品との差額を疾患ごとに一覧表にしたリーフレットを調剤薬局の窓口に配置依頼し、ジェネリック医薬品の使用促進を図る。

・【新規】「ジェネリック医薬品使用促進啓発ポスター」作成

医療機関・薬局・事業所等へのポスター掲示によるジェネリック医薬品の使用促進を図る。

・【新規】懸垂幕による広報

支部が入居する山陰中央ビルに、ジェネリック医薬品等の医療費適正化に係る周知用懸垂幕を掲げる。

※2. i) 特定健診受診率の向上にも関連あり

■KPI：島根支部のジェネリック医薬品使用割合※を82.2%以上とする

※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

(5) インセンティブ制度の着実な実施〈Ⅱ、Ⅲ〉

○令和元年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、加入者等の行動変容につながるような周知広報を強化する。

◆支部独自事業：

・【新規】「インセンティブ制度の広報チラシの作成」

インセンティブ制度の結果を事業所に周知し、保険料引き下げへの啓発と取り組みを図る。

・【継続】「web広告を利用したインセンティブ制度広報」

インターネット検索サイトにバナー広告を掲載し、協会けんぽのホームページに誘導する。

(6) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信〈Ⅰ〉

i) 意見発信のための体制の確保

○医療提供体制等に係る意見発信を行うために、被用者保険者参加率100%を維持するため、関係機関との連携を図る。

ii) 医療費データ等の分析

	○協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（ＳＣＲ）を分析するためのツール等を活用し、加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のための分析に努める。 ○包括協定を締結した島根大学と連携して分析を行うことで、地域における意見発信の効果をより高める。 iii) 外部への意見発信や情報提供 ○地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等の活用を図り、エビデンスに基づく意見発信等に努める。 ○医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。 ■KPI： ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 100%とする ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する
3. 組織・運営体制関係	(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ○移行後の状況を踏まえ、標準人員に基づく配置を実施していくとともに、支部内の部門間連携を強化し、業務の効率化等の状況も踏まえ、必要に応じた業務体制の見直しを行う。 (2) 人事評価制度の適正な運用 ○本部による評価者研修などの内容を支部内で確実に共有し、支部職員の実態に即した効果的な評価制度の運用を実施する。 (3) ○ＪＴを中心とした人材育成 ○○ＪＴを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ○戦略的保険者機能の更なる発揮のため、支部内におけるジョブローテーションを通じた人材育成を活発化させる。

	(4) 支部業績評価の本格実施に向けた検討 ○支部業績評価の評価項目や評価方法を踏まえ、他支部の事業も参考にしながら島根支部の業績をより向上させていく。 (5) 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ○調達における競争性を高めるため、一者応札案件の回避に努める。 参加が予想される業者に広くPRを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。また、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする。 (6) コンプライアンスの徹底 ○法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 (7) リスク管理 ○「情報セキュリティに係る遵守事項」に基づき、職員研修等を通じて徹底を図るとともに、個人情報漏えいチェックシートを活用したチェック体制の強化を図る。
--	--

令和２年度島根支部事業計画 KPI 一覧

(数値目標がある項目を抜粋，未集計は「－」表示)

１．基盤的保険者機能関係

令和２年度 島根支部事業計画【KPI】	平成30年度実績	
	島根支部	全国
（１）サービス水準の向上 【KPI】 ① サービススタンダードの達成状況を <u>100%</u> とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を <u>91.9%以上</u> とする	①100% ②87.1%	①99.99% ②89.3%
（４）効果的なレセプト点検の推進 【KPI】 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について <u>対前年度以上</u> とする (※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額	0.366%	0.383%
（５）柔道整復施術療養費の照会業務の強化 【KPI】 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所３部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について <u>対前年度以下</u> とする	0.29%	1.23%
（７）返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 【KPI】 ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を <u>97.0%以上</u> とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を <u>対前年度以上</u> とする ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を <u>対前年度以下</u> とする	①96.3% ②74.4% ③0.019%	①91.57% ②56.16% ③0.070%
（８）限度額適用認定証の利用促進 【KPI】 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を <u>84.0%以上</u> とする	75.4%	81.3%
（９）被扶養者資格の再確認の徹底 【KPI】 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を <u>94.0%以上</u> とする	93.67%	88.0%

2. 戦略的保険者機能関係

令和2年度 島根支部事業計画【KPI】	平成30年度実績	
	島根支部	全国
(2) i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 【KPI】 ① 生活習慣病予防健診実施率を <u>63.0%以上</u> とする ② 事業者健診データ取得率を <u>12.0%以上</u> とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を <u>34.0%以上</u> とする	①61.9% ②12.2% ③31.2%	①50.9% ②7.1% ③24.4%
(2) ii) 特定保健指導の実施率の向上 【KPI】 特定保健指導の実施率を <u>29.0%以上</u> とする	22.9%	16.0%
(2) iii) 重症化予防対策の推進 【KPI】 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を <u>12.0%以上</u> とする	10.2%	9.5%
(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 【KPI】 ① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度 <u>以上</u> とする ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>63.0%以上</u> とする	①－ ②63.3%	①37.9% ②39.5%
(4) ジェネリック医薬品の使用促進 【KPI】 協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を <u>80.5%以上</u> とする	79.1%	78.9%
(6) 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信 【KPI】 ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議へ被用者保険者の参加率を <u>100%</u> とする ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する	①100% ②－	①79.5% ②－

3. 組織・運営体制関係

令和2年度 島根支部事業計画【KPI】	平成30年度実績	
	島根支部	全国
(5) 費用対効果を踏まえたコスト削減等 【KPI】一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする。	50%	26.8%